

秋田県感染症予防計画

[第1章 感染症対策の推進の基本的な方向]

1. 感染症の予防のための対策の構築

感染症が発生してから防疫措置を講ずるといった事後対応型の施策から、感染症発生動向調査体制の整備、基本指針及び特定感染症予防指針に基づく取り組みを通じて、日ごろから感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の施策を推進する。

2. 県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

従来の集団防衛に重点を置いた考え方ではなく、感染症に関する情報を収集・分析し、その結果を関係機関はもとより広く県民へ提供しながら、県民個人個人における予防を推進するとともに、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供と早期治療の積み重ねによって感染症の流行を防止していく。

3. 人権への配慮

- (1) 感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者等の意思や人権に配慮し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置が取られた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備を図る。
- (2) 感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。
- (3) 感染症に関する情報については、県民の不安を解消し、正しい知識の啓発普及のため公表を原則としつつ、個人情報の保護には十分留意する。

4. 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症は、ひとたび発生して拡大すれば、個人の健康のみならず社会全体に影響が広がるおそれがあることから、健康危機管理の観点から秋田県健康危機管理指針及び健康危機管理感染症マニュアルに基づき、迅速かつ的確な対応に努める。

このため、日ごろから感染症の発生状況等の的確な把握を行い、行政機関内の関係部局その他の関係者が適切に連携して迅速かつ的確に感染症のまん延を防止できる体制を整備していく。

5. 県、保健所設置市及び市町村の果たすべき役割

(1) 感染症対策の実施にあたっての責務と留意事項

ア 県及び保健所設置市（以下「県等」という。）並びに市町村は、国や他の地方公共団体との連携を図りながら感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講じ、県民が感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう知識の普及に努める。

イ 県等は、感染症に関する情報の収集、分析及び公表、迅速かつ正確な検査体制の整備、調査研究の推進、人材の養成に努める。

ウ 県等は、医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤整備に努める。

(2) 県と保健所設置市との連携

県は、保健所設置市と相互に連携して感染症対策を実施するものとする。

(3) 保健所及び健康環境センターの役割と機能強化の方策

ア 県等は、保健所を地域における感染症対策の中核的機関として明確に位置づけ、その役割が十分に果たされるよう、情報収集体制の構築及び人材の育成等の強化を図る。

イ 県は、健康環境センターを感染症に関する技術的かつ専門的な機関として明確に位置付け、その役割が十分に果たされるよう研究の推進及び迅速かつ的確な検査体制の整備等の機能強化を図る。

(4) 都道府県等との協力

県等は、複数の都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区を都道府県等という。以下同じ。）にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれのあるときは、近隣の都道府県等や、人及び物質の移動に関して関係する都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行う。

6. 医療関係者等との協力

(1) 医師等への協力依頼

県等及び市町村は、感染症対策の推進にあたっては、医師等の医療関係者に対し、国、県等及び市町村が講ずる施策への協力が得られるよう依頼し、感染症対策の円滑かつ効果的な推進に努めるものとする。

(2) 医療機関、社会福祉施設等の開設者等への助言等

県等は、医療機関、老人福祉施設等の開設者及び管理者が、施設における感染症の発生の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずることができるよう、必要な情報の提供等により助言及び指導に努める。

7. 予防接種

県等及び市町村は、ワクチンの効果等に関する正しい知識の普及、接種機会の確保及び拡大に努め、県民の理解を得つつ適切な予防接種の推進に努めるとともに、施策の実施にあたっては、医師会等の医療関係団体の理解と協力が得られるよう努めるものとする。

8. 獣医師等の役割

- (1) 獣医師及びその他の獣医療関係者は、県等の施策に協力し、感染症の予防に努める。
- (2) 動物等取扱業者は、取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させないよう感染症の予防に関する知識及び技術を取得し、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講じる。

9. 病原体等の適正な取り扱い

- (1) 県は、国と連携し、県内の特定病原体等を取り扱う施設における試験研究、検査等の状況、安全管理の状況その他の特定病原体等の適正な取り扱う体制等を把握しておくとともに特定病原体等の適切な取り扱い等に関する情報を積極的に提供する。
- (2) 事故や災害時において特定病原体等による感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために関係機関と緊密な連携を図るとともに、関係機関との間において共有される情報等の管理を徹底する。

[第2章 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策に関する事項]

1. 地域の実情に即した感染症の発生の予防のための施策

(1) 基本的な方向

県等は、感染症の発生の予防のため日常行われるべき施策においては、感染症発生動向調査をその中心とし、さらに食品衛生対策、家畜衛生対策、動物管理対策、生活衛生対策及び予防接種等について、関係機関・団体との連携を図りながら施策を講ずる。

(2) 感染症発生動向調査

ア 県等は、感染症発生動向調査事業においては、法第12条及び法第14条の規定に基づく医師からの届出並びに指定届出機関から届出された患者情報及び病原体情報を収集・分析し、関係機関及び医療関係者に提供するほか、「秋田県感染症発生情報」を県のホームページ「美の国ネット」の掲載等により、県民に対して広く感染症に関する情報を提供する。

イ 県等は、上記アの医師からの届出及び指定届出機関からの届出が適切に行われるよう、周知を図る。また、当該医師に対して病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえ、発生動向調査の実施方法の見直しについて検討する。

ウ 健康環境センターは、上記アの他、新型インフルエンザウイルスの出現に関する情報等、海外の感染症情報について、国立感染症研究所感染症情報センター、検疫所をはじめとする関係機関から提供される情報を収集し、必要に応じ「秋田県感染症発生情報」へ掲載することにより情報提供に努める。

(3) 食品衛生部門との連携

飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防は、感染症対策部門と食品衛生部門の連携が不可欠である。

このため、県等においては、食品衛生部門は、他の食中毒対策と合わせて食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防の指導を行い、感染症対策部門は、二次感染防止等の普及啓発や関係施設への指導を行う。

(4) 家畜衛生部門及び動物管理部門との連携

家畜やペット等の動物に由来する感染症の予防は、感染症対策部門と家畜衛生部門及び動物管理部門の連携が不可欠である。

このため、家畜衛生部門は畜産業者、動物管理部門はペット等動物取扱業者に対し、立入検査等の感染症発生予防の指導を行う。感染症対策部門、家畜衛生部門及び動物管理部門が、県民に対する正しい知識の普及、情報の提供、積極的疫学調査の実施その他必要な措置等について、連携を図る。

(5) 生活衛生部門との連携

ア 県等は、日ごろから飲料水や浴槽水、空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生を予防するため、県民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関係業種及び関係施設への指導等について、感染症対策部門と生活衛生部門の連携を図りながら実施する。

イ 感染症を媒介する昆虫等の駆除については、地域の実情に応じて、各市町村等が適切に実施する。

(6) 予防接種

ア 県及び市町村は、予防接種法に基づく予防接種を適切に推進するとともに、接種機会の確保・拡大に努める。

イ 県及び市町村は、任意の予防接種を受けることができる医療機関を把握し県民へ予防接種を受けることができる医療機関に関する情報を提供するよう努める。

ウ 県及び市町村は、予防接種に関する事業の実施にあたっては、医師会及び接種担当医の理解と協力が不可欠であることに留意し、関係者と予防接種事故防止対策等を含めた事前の十分な協議及び調整を行うよう努める。

(7) 関係機関及び関係団体との連携

- ア 県等及び市町村は、上記(2)～(6)の施策の実施にあたっては、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めるため、相互に連携を図るものとする。
- イ 県等及び市町村は、施策の実施にあたっては、上記(2)～(6)のほか、医師会等の医療関係団体並びに学校及び施設等の理解と協力を得るよう努める。

(8) 保健所及び健康環境センターの役割分担及び連携

- ア 保健所は、感染症患者の発生情報を初期段階から事実確認及び状況把握に努めるとともに、必要に応じ積極的疫学調査を実施する。
また、保健所は、患者の発生情報の報告及び積極的疫学調査の実施については、健康環境センターと連携を図る。
- イ 健康環境センターは、病原体情報と患者情報等を基に分析を行い、国内外の大学、研究機関からの感染症の予防のために必要な情報を収集し、必要に応じ関係機関へ提供する。

2. 地域の実情に即した感染症のまん延防止のための施策

(1) 基本的な方向

- ア 感染症のまん延防止対策の実施にあたっては、患者等の人権を尊重し、健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応と、良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を基本とする。
- イ 県等は、感染症のまん延防止のため、感染症発生動向調査等によって収集された情報の公表を行い、県民や医療関係者等の理解と協力に基づいて、県民が自ら予防に努め健康を守る努力を行うよう促す。
- ウ 県等は、入院措置や就業制限など、一定の行動制限を伴う措置を行うにあたっては、必要最小限のものとし、患者等の人権に十分配慮する。
- エ 県等は、対人措置及び対物措置の実施にあたっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する。
- オ 県等は、特定の地域に感染症が集団発生した場合に備え、日ごろから医師会等の医療関係団体との間で役割分担及び連携について協議し体制を整備するよう努める。
また、他の都道府県等との協力支援体制の整備に努める。
- カ 県等は、複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延に備え、国及び関係都道府県との連絡体制をあらかじめ構築しておく。
- キ 県は、感染症のまん延防止のため緊急の必要があるとき又は、国の指示に基づき、医師会の協力のもとに予防接種法第6条に基づく臨時の予防接種が適切に行なわれるようにする。

(2) 対人措置を実施する際の留意点

ア 入院等の対人措置を実施する際の基本的な留意事項

県等は、健康診断、就業制限及び入院等の措置の適用にあたっては、対象患者等に対し罹患している感染症に関する情報等を提供することによって、理解と協力を得ることを基本とする。

イ 健康診断の受診勧告等を実施する際の留意事項

県等は、健康診断の勧告を行う際は、病原体の感染経路その他の状況を十分に考慮し、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足る相当の理由がある者を対象とする。

また、県等は、法に基づく健康診断の勧告以外にも県民が自発的に健康診断を受けられるよう必要な情報の提供等を行う。

ウ 就業制限の措置を実施する際の留意事項

就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務への一時的従事等による対応を基本とし、県等は、対象者及びその他の関係者に対し趣旨を十分に説明し、理解と協力を求める。

エ 入院勧告等を実施する際の留意事項

県等は、入院勧告を行う際は患者等に対し、入院の理由、退院請求及び審査請求に関する事等々の入院勧告の通知に記載されている事項を含め十分な説明を行い、患者等の精神的不安の軽減を図り、同意に基づいた入院を促す。

また、入院勧告等の実施後は、講じられた措置の内容や提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行う。

入院後は、医師の適切な説明やカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療機関に依頼する。

オ 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会は、患者の人権に配慮しながら感染症のまん延を防止する観点から専門的な判断を行う。

感染症の診査に関する協議会の開催にあたっては、関係する保健所と連携を図りながら、円滑かつ適切な運営に努める。

カ 入院患者等からの退院請求にかかる病原体の保有の有無の確認

県等は、入院の勧告等に係る患者等から法第22条第3項に基づく退院請求が行われた場合には、当該患者が病原体を保有しているかどうか等の確認を速やかに行う。

(3) 対物措置を実施する際の留意点

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるにあたっては、県等及び県の指示を受けた市町村は、関係者の理解を得ながら実施するよう努めるとともに、これらの措置

は、個人の人権に配慮しつつ、必要最小限のものにとどめる。

(4) 積極的疫学調査のための体制の構築

ア 県等は、積極的疫学調査の実施にあたっては、個別の事例に応じた適切な判断を行うとともに、衛生科学研究所をはじめ、必要に応じ国立感染症研究所、国立国際医療センター、他都道府県の地方衛生研究所等の協力を得ながら、地域における詳細な流行状況や原因不明の感染症等の迅速な把握に努める。

イ 積極的疫学調査は、次の場合に実施する。

- (ア) 一類から四類までの感染症が発生し、又は発生した疑いがある場合
- (イ) 五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合
- (ウ) 国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合
- (エ) 動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (オ) その他知事が必要と認める場合

(5) 指定感染症への対応

指定感染症は健康危機管理の観点から対策の方法が確立されるまでの間、緊急避難的に法の規定を全部又は一部適用させるものであることから、県等は、指定感染症に指定された感染症について、医師等の医療関係者へ速やかに情報提供し、指定感染症への対応が円滑に行われるよう努めるとともに、県民の理解が得られるよう指定感染症の正しい知識の普及に努める。

(6) 新感染症への対応

県等は、健康危機管理の観点から、新感染症に対する体制整備を図るとともに、その発生時や新感染症が疑われる症例が報告された場合には、国からの積極的な指導助言を求めながら対応する。

(7) 感染症のまん延の防止のための対策と関係対策との連携

ア 食品衛生対策

- (ア) 食品媒介感染症が疑われる事例が発生した場合には、食品衛生部門は主として原因調査に関する病原体の検査等を行い、感染症対策部門は患者等に関する情報等を収集し、相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行うものとする。
- (イ) 原因食品の究明にあたっては、必要に応じ保健所は衛生科学研究所、国立試験研究機関等との連携を図りながら対応する。
- (ウ) 県等の食品衛生部門は、病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合、感染の拡大を防止するため原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行う。
- (エ) 県等は、二次感染によるまん延を防止するため、感染症対策部門において感染症に関する情報の公表その他必要な措置を講ずる。

イ 家畜産衛生対策

家畜等に感染症が疑われる事例が発生した場合は、家畜衛生対策部門は病原体の検査を行い、ヒトへの感染の可能性がある場合は、直ちに感染症対策部門に情報提供を行い、感染症対策部門は、関係者の健康調査等積極的疫学調査を実施し、二次感染防止対策を講ずる。

ウ 生活衛生対策

県等は、飲料水や浴槽水、空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染対策については、感染症対策部門、生活衛生部門及びその他関係部門が連携を図りながら対応する。

(8) 関係機関及び関係団体との連携

ア 県等は、感染症のまん延防止の観点から医療体制の確保及び積極的疫学調査の実施等について、医師等の医療関係者及び医師会等の医療関係団体の協力が得られるよう努めるとともに、特に感染症の集団発生時又はそのおそれがあると認められるときは、医師会等の医療関係団体に速やかに情報を伝達する。

イ 県等は、国内に常在しない感染症の患者が発生した場合においては、検疫所との連携の下、水際でのまん延防止に努める。

ウ 県等は、感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に対応できるよう、国及び他の地方公共団体との連携を図る。

[第3章 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項]

1. 基本的な方向

感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識の下、感染症患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱・消失させることにより、感染症のまん延を防止することを基本とする。

県は、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関が、その機能に応じた役割を果たすことができるよう必要な支援を行う。また、感染症指定医療機関が相互の連携体制や特定感染症指定医療機関、国立感染症研究所及び国立国際医療センターとの連携を図る。また、新興感染症の疑い事例など、院内感染の危険性の高い感染症については、感染症防御態勢の整った医療機関を指定し、初期診療を行う体制を確保する。

2. 第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定等

(1) 第一種感染症指定医療機関

ア 県は、第一種感染症指定医療機関（2床）については、医療機関の開設者の理

解を求め、その指定に努める。

イ 県は、県内において第一種感染症指定医療機関が整備されるまでの間に一類感染症の患者等が発生した場合には、特定感染症指定医療機関及び第一種感染症指定医療機関を有する国及び都道府県の協力を得て、当該指定医療機関に入院治療を委託する。

なお、新興感染症の患者等が発生した場合は、陰圧病棟を有する医療機関又は、感染症防御態勢の整った医療機関を指定し、入院治療を行う体制を確保する。

(2) 第二種感染症指定医療機関

ア 県は、第二種感染症指定医療機関の指定については、二次医療圏ごとに当該二次医療圏の人口を勘案して必要と認められる病床数を指定する。

イ 県は、第二種感染症指定医療機関の病床数が不足する二次医療圏については、速やかに整備を図る。なお、整備されるまでの間は、隣接する二次医療圏においてその機能を補完し、関係する複数の二次医療圏単位で連絡及び調整の場を設けるなど円滑な対応を図る。

(3) その他

ア 県等は、患者の病状等からその移送が困難な場合、又は感染症指定医療機関の感染症病床が満床の場合等緊急その他やむを得ない事情がある場合、法第19条第1項ただし書の規定により、患者を適当と認める医療機関に入院させ、治療及び感染拡大に万全を期す。

イ 県等は、一類感染症、二類感染症等で国内に病原体が常在しないが、国内に患者の発生する可能性が高まる場合、当該感染症の外来診療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど初期診療体制を確立する。

3. 医薬品の備蓄又は確保に関する事項

(1) 県等は、新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、その治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。

(2) 県等は、(1)の医薬品の管理にあたっては、薬剤師会及び医薬品卸組合との緊密な連携に努める。

4. 感染症患者の移送体制に関する事項

(1) 県等は、一類感染症患者の移送は、県内3保健所に配備しているトランジットアイソレーターを装備している搬送車で行う。

また、広域又は大規模な集団発生が起きた場合や緊急を要する場合等、上記の搬送が困難な場合は、関係市町村、消防機関又は感染症指定医療機関等に対し感染症患者の移送の協力を要請する。

- (2) 県等は、消防機関が移送した傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する患者であると医療機関が判断した場合には、当該医療機関から消防機関に対して、当該感染症に関し適切な情報を提供するように要請する。

5. 通常時及び患者発生後の対応時における一般の医療機関における感染症の患者に対する医療の提供に関する事項

感染症の患者を最初に診察するのは一般の医療機関となることが多く、また三類から五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供されるものであることから、県等は、一般の医療機関における感染症の患者への良質かつ適切な医療の提供が確保されるよう、感染症に関する情報の提供に努めるとともに、施設内における感染症のまん延防止のために必要な情報の提供及び指導助言に努める。

6. 医師会等医療関係団体等との連携に関する事項

- (1) 県は、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図るため、感染症指定医療機関等へ必要な指導、支援に努める。
- (2) 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、法に規定する入院を円滑かつ適切に行うため感染症指定医療機関等との緊密な連携に努める。
- (3) 一類感染症又は二類感染症の集団発生等、緊急その他やむを得ない場合には、感染症指定医療機関以外の医療機関に当該感染症の患者を入院させることがあることから、県等は、感染症指定医療機関以外の医療機関においても感染症に関する医療を確保できるよう準備に努める。このため、日ごろから医師会等の医療関係団体との緊密な連携を図り、医療の確保に協力が得られるよう努める。
- (4) 医療機関への感染症に関する情報の提供は、県等が行うものであるが、県等は、迅速かつ適切に情報提供ができるよう、医師会等の医療関係団体と連携を図る。
- (5) 県等は、地域における感染症の医療を提供する体制の確保のため、感染症指定医療機関はもとより、第2の2(8)アと同じく、医師会等の医療関係団体との緊密な連携に努める。

7. 緊急時における医療従事者等の確保

県は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師会など医療関係団体や公的医療機関を中心に、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにする。

[第4章 緊急時における国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保に関する事項]

1. 国との連絡体制

- (1) 県等は、法第12条第2項に規定する国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合又はその他の感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、国との緊密な連携を図る。
- (2) 県等は、検疫所から一類から四類感染症及び指定感染症の患者等の発見について情報提供があった場合には、検疫所と連携して水際でのまん延防止に努める。

2. 地方公共団体相互間の連絡体制

- (1) 県等及び市町村は、連絡体制を整備し、医師等からの届出に基づき必要な情報を提供するとともに、感染症の発生状況及び緊急度等を勘案し、必要に応じ相互に職員の派遣等を行う。
- (2) 県等は、消防機関に対して感染症に関する情報等を適切に提供するよう努める。
- (3) 県は、複数の市町村にわたり感染症が発生した場合であって緊急を要するときは、県内の統一的な方針を示し、保健所間、市町村間の連絡調整に努める。
- (4) 複数の都道府県等にわたり感染症が発生した場合には、関係都道府県等で構成される対策連絡協議会の設置等により連絡体制の強化に努める。

3. 関係機関・団体との連絡体制

- (1) 県等は日ごろから次の関係機関・団体の緊急連絡先を把握するものとする。
 - ・厚生労働省及び各都道府県等の感染症対策担当課
 - ・医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会
- (2) 健康環境センターは、日ごろから主な病原体ごとに検査が可能な国又は地方公共団体の検査機関（国立感染症研究所、地方衛生研究所等）及びその連絡先を把握する。

4. その他

- (1) 県は、一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延の恐れが生じた場合、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制等について必要な計画を定め公表する。特に新型インフルエンザが出現し、流行した場合、膨大な健康被害と社会活動・社会機能への影響が懸念される。このため、危機管理という観点から総合的な対策について行動計画を策定し、実施に向けた訓練を実施する。
- (2) 感染症法第51条の2又は第63条の2の規定に基づき、国が感染症患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めた場合は、県等

は、国と連携を図り対策を講じる。

(3) 県等は、指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃などで、県民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認められるときには、国に専門家の派遣など必要な支援を要請する。

(4) 緊急時においては、迅速かつ確実な方法により、患者の発生状況（患者と疑われる者に関する情報を含む。）等についてできるだけ詳細な情報を国に提供する。

[第5章 感染症に関する検査の実施体制、研究の推進、人材の養成、知識の普及及びその他の重要事項]

1. 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

(1) 基本的な方向

感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力を十分に有することは、人権への配慮の観点や感染の予防、拡大防止の観点から極めて重要である。

県は、健康環境センター及び保健所、保健所設置市は保健所における病原体等の検査体制の充実に努める。

(2) 健康環境センター及び保健所の検査実施体制

ア 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として細菌検査を中心とした検査機能の充実に努め、健康環境センターは、感染症対策の技術的かつ専門的な機関としてウイルス検査、より高度な技術を要する細菌検査等及び広範囲にわたる調査等を要するものを中心に検査機能の充実に努め、それぞれの役割を担うことを基本とする。

イ 健康環境センターと保健所の検査体制の役割分担は、検査機能、効率性等を総合的に判断し定めるが、県は、上記アの健康環境センター及び保健所が、それぞれの役割を担うことができるよう、体制整備に努める。

ウ 健康環境センターは、一類から五類までの感染症の病原体等に関する検査について、国立感染症研究所等と連携して、その検査能力に応じ実施できる体制整備に努める。

エ 県等は、保健所及び地域の検査機関の技術力と精度管理の向上に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導に努める。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

病原体等の情報の収集にあたっては、県等が、医療機関、医師会、民間検査機関等と連携を図り実施する。

また、健康環境センターは、特別な技術が必要とされる検査については国立感染症研究所、国立国際医療センター、大学の研究機関と相互に連携を図って実施するほか、他の自治体の地方衛生研究所等と連携し相互に技術的協力を行うよう努める。

2. 感染症に関する調査研究の推進に関する施策

(1) 基本的な方向

ア 感染症に関する調査研究は、感染症対策の基盤であることから、推進にあたっては、保健所及び健康環境センターは、県等の関係主管部局と連携を図りながら計画的に取り組む。

イ 調査研究は、次の事項に重点を置き推進する。

- ・研究成果を感染症の予防及びまん延防止のための施策に還元できること。
- ・迅速かつ正確な情報が得られるような技術の習得、開発及び研究であること。
- ・地域に特徴的な感染症の発生動向に即した調査研究であること。

(2) 保健所及び健康環境センターの役割

ア 保健所は、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な疫学的調査及び研究を健康環境センターとの連携の下に進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たしていく。

イ 健康環境センターは、県における感染症に関する技術的かつ専門的な機関として、県等の関係部局及び保健所との連携の下に、感染症の調査、研究、試験検査並びに感染症に関する情報等の収集、分析及び公表の業務を通じて感染症対策に重要な役割を果たしていく。

(3) 関係各機関及び関係団体との連携

ア 健康環境センターは、国立感染症研究所、国立国際医療センター及び地方衛生研究所等の研究機関と連携を図り、必要に応じ、これらの研究機関から助言指導、協力を得られるよう努める。

イ 保健所は、健康環境センターとの連携を基本とするとともに、他の保健所との共同研究・調査を必要とする場合は、相互に連携を密にして実施する。

3. 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

(1) 基本的な方向

県等は、国及び関係団体等が実施する感染症に関する研修等へ適格な人材を積極的に派遣し、これらの研修会等から得られた知識を感染症対策の現場で活用することを基本とする。

(2) 研修会、学会等への関係者の派遣

ア 国が実施する研修等への保健所等の職員の派遣

県等は、厚生労働省が実施する感染症に関する研修等にそれぞれ積極的に保健所及び健康環境センターの職員を派遣する。

イ 学会への保健所等の職員の派遣

県等は、感染症に関する学会に積極的に保健所及び衛生科学研究所の職員を派遣する。

ウ 関係団体が実施する研修会等への派遣

県等は、関係団体が実施する感染症に関する研修会等に積極的に医療機関の医療関係者を派遣する。

(3) 研修を修了した職員等の活用に係る計画に関する事項

ア 県等は、(2) ア及びイにより派遣された職員の習得した知見が他の職員に伝達されるよう努める。

イ 医療機関は、(2) ウにより派遣された職員の習得した知見が当該医療機関の他の職員へ伝達されるよう努める。

(4) 研修の実施にあたっての県及び関係団体等の連携に関する事項

ア 感染症指定医療機関及びエイズ拠点病院等の職員の研修等への派遣にあたっては、県等は、それぞれの医療機関と協議のうえ行う。

イ 医師会等の医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことが重要であるが、県等は、医師会等の医療関係団体と連携して、感染症に関する情報提供及び研修等の充実に努める。

ウ 県等は、関係機関・団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努める。

4. 地域の実情に即した知識の普及及び感染症の患者等の人権への配慮のための施策に関する事項

(1) 基本的な方向

ア 県等は、適切な情報の公表及び感染症に関する正しい知識の普及等を行うことが重要である。

イ 県等は、県民が感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等への差別が生じることのないよう留意しながら正しい知識の普及に努める。

(2) 患者等への差別や偏見の排除及び感染症についての正しい知識の普及に関する事項

ア 県等は、患者等への差別及び偏見の排除並びに予防についての正しい知識の定着等のため、パンフレット等の作成、キャンペーン及び各種研修会の実施、教材の作成に努める。また、保健所だより及び市町村広報紙等の活用を通して啓発普及を図る。

イ 保健所は、感染症患者の職場復帰及び児童生徒等の再登校が円滑に進むよう関係事業所及び学校と密接な連携を図るとともに、平時から連絡会・研修会の開催などにより正しい知識の普及に努める。

ウ 保健所は、地域における感染症対策の中核機関として、市町村、医療機関等関係団体及び住民に感染症に関する情報の提供及び各種相談業務を行う。

(3) 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の配慮のための関係部局の連携方策に関する事項

ア 患者等のプライバシーを保護するため、県等は、医師が知事又は市長へ感染症患者に関する届出を行った場合には、届出を行った医師と十分な調整を行った上で、状況に応じ患者等へ当該届出の事実等を通知するよう努める。

イ 報道機関には、常に的確な情報を提供することが重要であるが、感染症に関し誤った情報や不適當な報道がなされたときには、県等は、速やかにその訂正がなされるよう努める。

(4) 感染症に関する患者等へ人権への配慮と報道機関への情報提供

県等は、感染症に関する情報の公開に当たっては、患者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、県民が無用な不安を抱くことのないよう科学的知見に基づく情報を適時、的確に提供するよう努める。

また、報道機関には、患者等への人権を十分に配慮し、一類、二類、三類感染症及び新感染症の発生時には速やかに情報提供するとともに、四類・五類感染症についても必要に応じて情報提供を行う。なお、報道機関との連携を平常時から密接に行う。

5. その他の感染症の予防の推進に関する重要事項

(1) 施設内感染の防止

ア 病院、診療所、社会福祉施設等において感染症が発生し、又はまん延しないよう、県等は、施設内感染に関する必要な情報をこれらの施設の開設者及び管理者に適切に提供するよう努めなければならない。

イ これら施設の開設者及び管理者は、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、日ごろから施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期発見されるように努めることが重要である。また、実際に行ったこれらの措置等に関する情報について、県等やその他の施設に提供し、その共有化を図るよう努める。

ウ 県等は、施設内感染に関する情報や研究の成果を医師会等の医療関係団体等へ周知するとともに、医療機関及び社会福祉施設等の現場の関係者への普及に努める。

(2) 災害防疫

ア 県は、災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、「秋田県地域防災計画」を基本とし、所要の措置を講ずる。

イ 災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであ

ることから、県等は、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延の防止に努める。

ウ 県等は、保健所等を拠点として、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施し、市町村に対し感染症の発生の予防及びまん延の防止のための必要な情報提供、技術的助言を行う。

(3) 動物由来感染症対策

ア 県等は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師会等の関係団体と情報交換を行うこと等により連携を図る。

イ 県等は、ペット等の動物を飼育する者に対し、動物由来感染症に関する正しい知識の啓発普及を図る。

ウ 県等は、感染症対策部門、農畜産部門及び動物管理部門が適切に連携を図り対策を講じる。

(4) 外国人に対する適用

法は、国内に居住し、又は滞在する外国人についても同様に適用されることから、県等は、外国人に対しても保健所等の窓口感染症に関するパンフレットを備える等情報の提供に努める。

(5) 特定感染症等への対応

県等は、特定感染症（インフルエンザ、性感染症、後天性免疫不全症候群）については、特定感染症予防指針に基づき施策を実施するものとする。

(6) 情報提供・共有

ア 県等は、新感染症、指定感染症などの発生に備え、情報の収集・供給体制を整備しておく。

イ 県等は、指定感染症などが発生した緊急時において、県民に対して感染症の患者の発生状況や医学的知見など県民が対策を講じる上で有益な情報、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り理解しやすい内容で様々な情報提供媒体を活用し情報提供を行う。